

## 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）

### 前 文

- 学校の運動部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい。
- 少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題も増え、運動部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として運動部活動を持続可能なものとするためには、運動部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む必要がある。

### ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、運動部活動が、以下の点を重視して地域、学校、競技種目等に応じて最適な形で実施されることを目指す。
  - ・ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効果的に取り組むこと
  - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むことを期待する。また、都道府県においても必要な事項を支援することを期待する。
- 高等学校段階の運動部活動は、本ガイドラインの直接の対象となるものではないが、本ガイドラインの基本的な考え方は、学校種や学校設置者の違いに関わらず該当するものであることから、本ガイドラインを可能な限り準用し、速やかに改革に取り組むことを期待する。
- 国においては、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを実施する。

## ガイドラインの内容

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 運動部活動の方針等の策定

- 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定等、「運動部活動の在り方に係る方針」を策定する。
- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校設置者は、都道府県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定、公表する。各運動部における指導の責任者（以下「運動部顧問」という。）は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。さらに、各運動部活動の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教師の過度な負担となることがないよう、必要に応じて指導・是正を図る。
- 学校設置者は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、部活動指導員の任用に当たっては、あらかじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うために必要な研修を実施する。
- 学校設置者及び都道府県は、運動部顧問の指導の質の向上を図るために研修等の取組を実施する。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

- 運動部顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- 運動部顧問は、運動部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する（安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、女子への指導に係る正しい理解等）。

#### (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- スポーツ競技の国内統括団体は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー一例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等）を作成する。

- スポーツ競技の国内統括団体は、作成した指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携し、全国の学校における活用を依頼、普及を図る。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

### 3 適切な休養日等の設定

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
  - ・ 学期中は、適当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。)
  - ・ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
  - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 都道府県は、1(1)に掲げる「運動部活動の在り方に係る方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- 学校設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、その運用を徹底する。
- なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部活動の設置

- 学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることや、中学生の女子の約2割が、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満であること等、現行の運動部活動が生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部を設置することにより、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。

- 地方公共団体は、少子化に伴い、單一の学校では特定の競技種目の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、拠点校による合同部活動等の取組を推進する。

## (2) 地域との連携等

- 都道府県、学校設置者及び学校は、運動部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体との連携や、保護者の協力や民間活力の活用等による学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。  
学校管理下ではない社会体育に位置付けられる活動については、活動場所が確保できるよう、各種保険への加入に留意しつつ、学校体育施設開放事業を推進する。
- 都道府県、学校設置者及び学校は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することへの、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 公益財団法人日本中学校体育連盟は、生徒の活動の実態を踏まえた大会の在り方の見直しを行う（参加形態の弾力化（一学校からの複数チーム、複数校合同チームの全国大会、地区大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加）、大会運営の弾力化（学校職員以外の審判等大会運営への参画推進）等）。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校設置者が定めるこうした目安等を踏まえて、生徒の教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担の観点から、参加する大会等を精査する。

## 終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の観点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、選手の育成・強化を運動部活動に委ねることなく、アスリートを目指す優れた素質を有する生徒が、各地域において競技力向上に係る専門的な指導を受けられるよう、実施体制の整備を推進する必要がある。